

条例審議特集

12月定例会において採択された、今後の当村の産業振興・住民生活に影響のある新条例と条例改正を紹介します。

新島村温泉口ツジの設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例

概要：施設設置以来、基本料金を変更しないできた。近傍の宿泊施設の料金、また施設料金等の導入を鑑み、特別会計の運営独自採算性を考慮すると適正な利用料金へ改正が必要。

また洋室の一人利用料金を個別に設定すると共に、繁忙期料金を設定。小学生および幼児、乳幼児の利用料金は据え置きにする。

議員質疑に対する回答

● インターネット予約は申し込み可能。早期割引などの提案に関しては、観光シーズンにおいては、ほぼ満室の状態。オフシーズンも特に業者の方が利用しており、通年で200泊以上の宿泊施設など、提案した料金で無理なくできるのでは

ないかという結論に至っている。（木村諭史議員の質問に対する回答）

● 公共施設の利用料の見直しに関しては、期間を設けて見直すのは今後検討していく。村民が利用する施設は、

（説明・回答はすべて産業観光課長）

● 施設を視察していな地域の方々に見ていただきたい。避難訓練等、積極的に申請を出していただ

・非常時・タワーは津波発生時に地域住民および来島者の避難施設として村長の許可なく使用できる。

・平常時・地域住民の防災訓練その他、防災に関する各事、地域活動等に使用することができる（あらかじめ村長の許可が必要）。タワー使用料は無料。

新島村津波避難タワーの設置および管理に関する条例

議員質疑に対する回答

● 料金改正の戦略的な根拠については、唯一温泉を引いてある施設であり、施設の広さ、部屋の広さ等々を考えると、提案した料金で無理なくできるのでは

宿泊客を取るより、来たお客様に対してのサービスの向上の方が大事。今後、クレジットカードシステムの導入、連泊や団体割引のサービスを提供していくための避難施設。

・非常時・タワーは津波発生時に地域住民および来島者の避難施設として村長の許可なく使用できる。

・平常時・地域住民の防災訓練その他、防災に関する各事、地域活動等に使用することができる（あらかじめ村長の許可が必要）。タワー使用料は無料。

宿泊料金	改定前	改定後
大人1室1名1泊	6,000円	6,800円
大人1室2名以上1泊	5,500円	6,000円
大人1泊2食	10,450円	12,450円



▲避難タワー入口には、緊急時以外立ち入り禁止であること、展望施設ではないことを明記してある。

式根島福祉健康センター設置条例の制定

概要：住民の交流、福祉介護の総合的な拠点施設とする。

- (1) 村民の福祉の増進
(2) 村民の健康の保持と向上

(3) 地域活動の支援、

(4) 介護サービス

- (5) 村長が必要と認める事業

利用時期として、条例は令和3年1月1日から施行である。施設は2021年4月開所を目指している

が、開所に間わらず試行的に(1)(2)を行うことは考えられる。

議員質疑に対する回答

- 「はまゆう会」に委託予定の介護事業とさわやか健康センターによる介護予防事業などを含めて(4)介護サービスの項目は作つ

課長)

である。(山本均議員の質問に対する)

●施設の管理運営は委託費を支払うが、介護サービス時は形式上使用料を取るという「利用料の切り分け」に関しては、施設の管理について協議している段階。介護事業については、収入もあるので、赤字部分を補填する考え。

(山本均議員の質問に対する)

新島村21クリエートセンター設置および管理条例の一部を改正する条例

概要：クリエートセンターのセミナー棟とオフィス棟の区分けをはつきりさせ、適正に利用できるようにする。

オフィス棟について、事業を地域振興に寄与する企業誘致、就労機会の促進のための貸し事務所事業と変更。オフィス棟について、退館時間の時間制限を外し、使用料金を変更。

議員質疑に対する回答

- 地域交流スペースは土日休館日。常駐者または責任者は「はまゆう会」と協議中。(小久保議員の質問に対する)
- 社協については今の場所から同センターへ移動となる。(綾とおる議員の質問に対する)
- (説明・回答はすべて民主員の質問に対する)
- 「はまゆう会」に委託予定の介護事業とさわやか健康センターによる介護予防事業などを含めて(4)介護サービスの項目は作つ

振興に寄与する企業の誘致

に関するでは、島内外の企業

を想定している。

使用料の変更 月額(税抜き)

オフィス	改定前	改定後
1・2	4,770円	15,000円
3・4	7,350円	20,000円

他に電気・水道代がかかります

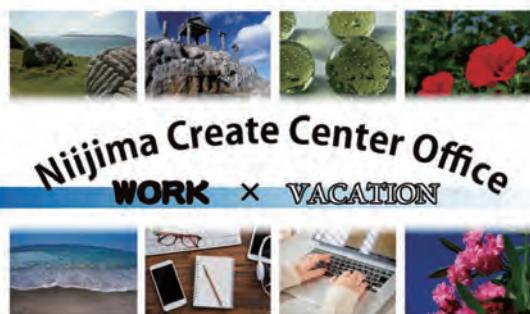
調整室長)

(説明・回答はすべて企画

●入居期間を1年間から3年間に長くしたことからも、入居者の回転率を上げることは考えていない。ある程度見通しがついたら、島内の別の場所に移動してもらう。(山本均議員の質問に対する)

令和3年度クリエートセンター オフィス使用者募集

令和3年度よりクリエートセンター オフィス棟の貸出形態が変更となり、今後は地域振興に寄与する企業誘致や就労促進のための賃事務所事業(テレワーク、ワーケーション)としての貸出を開始します。詳細については役場企画調整課までお問い合わせ下さい。



▲新島村役場ウェブサイトにて、クリエートセンターをワーク(仕事)とバケーション(長期休暇)をかけたワーケーション拠点としても募集を始めた。2021年度募集は1月28日で締め切り